

防地地第 1 1 6 1 8 号  
令和 3 年 7 月 1 日  
一部改正 防地地第 7 7 3 7 号  
令和 6 年 3 月 2 8 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長  
(公印省略)

防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓  
令の別に定める区域について（通知）

防衛施設周辺防音事業に係る音響の強度及び頻度の測定等に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 8 8 号）第 2 条第 2 項第 2 号の別に定める区域を下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 2 1 号）別表第 2 の 2 適用基準（以下「適用基準」という。）に定める音響の強度及び頻度が 1 級の基準を満たしているとみなすことができる区域は、住宅防音工事の標準仕方等について（地防第 3 6 0 8 号。2 2 . 3 . 2 9）により設定された工法区分線の内側の区域とする。
- 2 適用基準に定める音響の強度及び頻度が 2 級の基準を満たしているとみなすことができる区域は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号）第 4 条に規定する第一種区域のうち前記 1 に定める区域を除いた区域とする。
- 3 前記 1 及び 2 の規定にかかわらず、適用基準に定める音響の強度及び頻度が 1 級又は 2 級の基準を満たしているとみなすことができる区域は、音響測定を省略することに疑義のある防衛施設の区域を除いた区域とする。